

九月九日の依命、震災地帯の状況を偵察撮影の任務を以て、十二日より二日に亘りて、京濱方面、相模灣沿岸、伊豆半島及房總半島を飛行撮影して、總數百十七葉の寫眞を鎮守府司令官海軍大臣に提出したのである。

(神奈川縣港務部書類)

第二章 政府の救援

第一節 概説

九月二日、臨時震災救護事務局の東京に設置せられたるや、四日、横濱市にも神奈川支部を設置し、本部の組織に倣ひて、總務部以下十一部を設け、本局より三矢委員及事務官、其他の職員來援し、横濱に於ける委員及事務官、其他の職員と協力して、神奈川方面の救護及一般施設に盡力した。當時、横濱市には宿泊する屋舎なく、加ふるに交通頗る不便なりしにも拘らず、三矢委員以下、全く私事を抛擲して、國家の急に奔り、萬難を排して、一意救護のために盡した。

二日、非常徵發令の發布以前、海外渡航者検査所の如き、倒潰火災を免かれたる個所に於ては、既に二日早朝より、傷病者を收容して、救護を開始した。當時二日に至るも、猛火は尙鎮まるべくもあらずして、幾萬の火傷、外傷、疾病者の阿鼻叫喚する者數ふべからずして、支部員其全力を盡して、之を收容し、其救護に努力したりと雖も、死者二萬三千、傷者四萬を算したる程なりしを以て、此等傷病者を救護するに、縣營造物の殘留するもの他に一もあるなく、之が設備、救護に困難を感じた。依つて、取敢へず、樞要場所に救護所を急設し、罹災醫師を誘ふて、之を臨時救護員に命じ、以て傷病者をして、稍完全なる施療を受くるを得しめた。然れども、其の各救護班、救護所、救療病院等に對し、衛生材料の配給を潤澤にし、各救護所の活動能力を充分に發揮せしむることは、蓋し容易で無かつたのである。從來各種衛生材

政府の救援(概説)

料を主として東京及市内に仰ぎゐたる關係上、本市の罹災と共に供給の途全く杜絶し、缺乏實に其極に達し、之が補充物の蒐集は困難一方ならなかつた。殊に震災後の數日間は人員未だ整はず、動もすれば傷病者をして、手後れとならしむる惧れあり、救護團の憂慮は嘘へ様がなかつた。道路破壊し、交通機關不備中を、各自東奔西走、僅に類焼を免れた、市外僻陬の地に散在せる藥舖病院等の倒壊したるものを尋ね、其の藥局を發掘して用に足るべき限りを徵發し、以て應急救護の用に供し、辛うじて任務を果すことを得た。斯く努力しつゝある間に、本局より送付の衛生材料到着し、次で愛知愛媛其の他各府縣より續々到着せるものあるを以て、漸く其の材料は豊富となり、圓滑に之を配給することを得た。當時罹災民救護に従事せる職員中には、徒歩過度、飲食不給のため、營養不良に陥りたる者尠くなかつた。殊に警察官の中には、多くの疲勞困憊者を出したるも、殆んど休養の寸暇もなく、其の任處に活動するの狀況であつた。

救護事務に従事以來、休日祭日等一切これを廢し、長時の活動を續けたるもの、獨り警備部、衛生醫療部に止まらず、食糧並に諸材料部に於ても亦同様であつた。九月二日早朝、縣市夫々救護方針を樹立し、混亂の際、命令の動もすれば徹底せざるなきにも拘らず、一意専心、罹災者救護に努力するの精神を以て、諸員は先づ食糧飲料水配給の迅速ならんことを期し、多大の困苦に耐へ、克く其の任務に努めた。即ち九月四日、徵發令に依る食糧品徵發を協議し、食糧品飲料水衣類土木建築材料自動車、荷車、石油蠟燭、其他生活必需品及勞力の徵發に従事し、即時主なる被徵發者と折衝事務を進捗せしめた。元來徵

發に關しては、先づ物件の品目數量を明かにして後、所有占有者に臨むを常とするも、斯くては往々目的物を逸する虞れあるを以て、機宜の措置を採るの已むを得ざるものあつた。従つて倉庫格納品の調査事務執掌の困難は一通りで無かつた。當時横濱の在庫米は、内地米四萬俵、外米四萬俵にして、現在量として比較的多量なりしを、取敢へず三萬俵を徵發したるを以て、米の配給には敢て不足なかりしのみならず、四日以後には續々米穀、鹽等の到着せるを以て、海軍艦船は、主として副食物の輸送配給に當り、湘南一帶の糧食の輸送配給も、全部海軍に於て擔當し、之が爲め軍艦驅逐艦數隻を四方に派遣活動しありしを以て、其の配給頗る圓滑なるを得た。九月十日以降、食糧配給事務は、横濱陸軍配給部と連絡して、配給計畫を擴張し、最も必要なる陸軍保管倉庫の配給を公平にして、民庶を安堵せしむるに力めた。九月二十九日以降、支部廢止までは、現業團所屬の税關船渠共立横濱の各倉庫を指揮監督し、事務局配給部の連絡を圖つた。

次に水道復舊は、其の工事俄に進捗するを得ざるの狀況にありたるを以て、應急淨水配給の必要を認め、之が給水の事務に熱中し、水源を横濱港碇泊の船舶、若くは入港の水船に求め、又現在井湧水の検査を行ひ、飲料適水八十、煮沸適水三十八を得、後には市内元町一丁目所在の水倉、災前より船舶に給水を目的として設備せられたるもの、破損せるものに修繕を行ひ、十月十四日より、水道の幹線市内都橋の消火栓まで通水したるを以て、之を水源として、配給船車に給水した。因に震災直後は、車輛不足の爲め、給水頗る困難を極めたが、九日に至り、漸く稍、準備整ひ、又陸軍の應援を得て、船舶給水隊を組

織し、給水を完全ならしむることを得た。其間全國津々浦々より寄贈さるる救護品慰問品の到着するもの引きも切らず、倉庫に山積せらるるに至つた。此全國的同情の結晶物をして遺憾なく隨所に公平に配給し、以て寄贈者の志を無にせざらんことに努むるの苦心は、實に非常なものであつた。

交通及通信機關に於ては、横濱驛櫻木驛共に全滅し、高架線は波瀾の如くに起伏し、架空線は從横麻の如くに亂れ、篠原高島驛長が壓死せる妻子を顧みるに暇なく、公務に盡瘁せる如き慘たる哀話は、各所に傳承せらるるところであつた。横濱電話局横濱郵便局も激震と共に倒潰して、何れも死傷者を出せる状態なれば、全機關は全く杜絶し、内外の情況を知ることが出来なかつた。従つて救護事務上の能率を削減すること尠からざるにより、極力之が復興を圖り、交通恢復の施設障害物の除却に努め、殊に損壞墜落せる國道中市内築地橋に對しては、國道改修事務所員を督勵し、日夜其の工を急ぎ、僅に一日にして之を完成せしめ、更に市内道路橋梁の修繕に盡力し、一面水路の掃除に關しては、適切なる方法の下に活動を持続し、九月中之が實行を完了した。貨物陸揚に要する岸壁の修繕横濱港棧橋の應急修理工事等は、陸軍工兵隊海軍棧橋司令部等の應援により、協力して著々實績をあげ、焦眉多忙の時に處して、海陸連絡應急施設、及掃海作業の計畫をなし、交通、運輸、通信聯絡に關する事項の大體に涉りて、復舊の整理を完うする事を得た。就中電話の復舊は、警備上最も必要なるを以て、電線其他の諸材料を急速に徵發し、主要警察間に急設電話を架設すると共に、萬難を排して、神奈川縣警察部との間に直通電話を架設し、以て警備上の連絡交渉を圖つた。警備上特に必要なるは、各種情報の偵察と連

絡保持とにあるを以て、斷えず東京市各方面の情況を明かにすると共に、神奈川縣に於ける情況偵察及連絡保持に努めた。

又横濱港内水上方面は、當時碇泊中のパリー丸、アンドレルボン號、エンプレス、オーストリア號、丹後丸、三島丸、リマ丸、岩手丸、コレア丸、ロンドン丸等が震災と同時に、辛うじて岸壁を離れ、災厄を免れしにより、百方避難者の救助に力めたが、其の間スタンダード及ライジングサン石油タンクは、巨砲の炸裂するが如く爆發し、濛々たる毒煙は、天空に沖し、流出せる石油は、河川を傳ふて燃えながら海面に氾濫し、大小ランテ荷船等の延焼するもの尠からず、危険言語に絶し、獨り幸に税關新港監視部の如き、倒潰を免れ、部員も安全なるを得たので、新港内に在つて、岸壁に繫留船舶出港の補助をなし、又多くの市内避難者をして、岸壁繫留の船舶に搭乘せしめた。各官公吏員等の繫留船舶に避難するや、船長と共に人命救助に盡力し、食料、飲料水の配給に努力し、港内の整理、出入船舶の錨地及繫留場所の指定、所屬曳船及び小蒸汽船、竝に徵發汽船等の使途の統一、炭水及び消耗品の補給、乗組員及避難民輸送船舶、並に救護品搭載船舶等の吸收と、其の積卸し便宜とを計ることに努力した。

總務部は救護事務局の中樞として、各部課の連絡統一を圖り、機密事項局員の人事關係を取扱ふの外、文書の發送、編纂、保存、會議の開催、其他各部課に屬せざる庶務は、擧げて之を掌理した。救護警備、其他善後の事に關して、參與會委員會を開きたること、前後數十回、其の當初に在りては、殆ど連日に亘りて之を開き、常に夜陰に及んだ。斯くして會議の結果を取纏め、執務の方針を定めて、其の都度之を各

課に通牒し、以て事務上の連絡を圖り、被害狀況、各方面の施設及活動狀況を調査しては、之を日報に編纂し、局總裁副總裁、參與等に報告するの外、各大臣、其他の主要官廳に申報し、尙必要に應じては、續々臨時報告をなし、九月二十四日、情報部合併後は、震災彙報を編輯印刷して、汎く之を江湖に報道した。其他事務連絡打合せ、或は視察等の爲に、各地災害地、或は關係官廳、其他の方面に局員を出張せしめて、其復命を聴取し、機宜の措置を講ずると共に、復命の事項中、主要なるものは、或は日報に擧げ、或は彙報に掲げて、報導に充てた。震災以來、十月末日迄の二箇月間に、總務部に於て收受した文書は、書面四千二百四十五件、電報二千三百三十八件、其の發送したるもの書面二千七百三十五件、電報は八百二件に及んだ。是等接受せる案件は、時を移さず之を處理して、特に調査を要するもの外、殆ど停滯したものは無かつた。公私の各團體、其他私人の事務局に來訪して要件を陳ぶる者、意見を吐く者、陳情をなす者等、日々踵を接するの狀態であつたが、是等に對しては、一々懇切に面會して、隔意なきの談合を遂げ、其の採用すべきは採用し、其指示して官民意思の疎通を圖り、救護其他善後の上に遺憾なきを期しつつあつた。震災以來、約一箇月間は、各部夫々若干名の宿直員を置き、其後は總務部三名以上、各部四名以上と定め、局員交代にて局舎の警備と緊急事務の處理とに當り、不眠不休、以て局務の遂行を期しつつあつた。十月中旬、本部は震災の被害狀況を明確にし、且つ各級の善後施設、又帝都其他災害地の復興に關し、基礎資料を得る爲め、國勢調査の方式に倣ひ、十一月十五日現在を以て、罹災調査を行ふこととし、之に要する調査票を作製し、災害地を始め、全國道府縣に發送し、罹災者の行方を追求して、普く之

を配布し、其の記入を徴することとし、目下之が整理中である。震災誌の編纂、是亦必要の事項なるを以て、夫々計畫を樹て、目下編纂中である。

第二節 警備部震災當時に於ける警察官吏及 消防官吏の行動

東京横濱等の市民が、既に震災の脅かす所となり、之に踵いで猛火の包圍する所となるや、警察官吏及消防官吏は、其當番たると非番たるとの別なく、直に出動し、奮勵努力、身命を賭して、警戒救護及消防の任に就いた。之が爲め罹災地に居住する此等吏員は、概ね其の住宅家財を燒盡し、中には家族に死傷を出したものがあつた。此等吏員が震災に於ける行動や、全く獻身的にして、一身一家の安否以下二十三名の多きに達した。此等吏員が震災に於ける行動や、全く獻身的にして、一身一家の安危利害を顧みず、悲絶壯絶、鬼神をして泣かしむるものあり、又機智應變、人をして感嘆措く能はざらむるものがあつた。例せば、單身克く十數名を救ひて後、遂に火中に命を殞したるが如き、橋頭に劍を按して、滿載の荷車を抛棄せしめ、以て數百の生靈を助け得たるが如き、茫然自失せる避難民を鼓舞激勵して、消防に力を盡したるが如きの類、擧げて數ふることが出来なかつた。當に震災當時に於けるのみならず、災後に於ける警察官の活動に至りても、特に賞揚に値すべきもの尠からず。此等殉職者其他功勞の顯著なる者に對しては、省令第三十四號を發布して、現在警察賞與規則の規定に關はらず、

特別賞五百圓以下普通賞百圓以下を授與するを得ることとし、其の功績拔群なる者に對しては、功勞記章を授與し、且つ叙勳の手續を執つた。

第三節 震災地域に於ける當初の警備

未曾有の大慘禍に遭遇せる罹災地の民衆は、恐怖爲す所を知らず、混亂騷雜を極め動もすれば秩序紊れんとするの虞ありしを以て、警務當局は、災後時を移さず、警戒警備に關する協議を遂げ、戒嚴令施行の準備に着手すると共に、警視總監は、取敢へず衛戍司令官に對して、軍隊の出動を要求したり。依つて衛戍司令官は、直に在京部隊の出動を命令し、一日午後、市内各地に部隊を派遣して、避難民の救護、消防及警戒等に至大の活動をなせり。

政府は九月二日、東京府下八王子、三多摩、及島嶼を除く地域に、戒嚴令の一部を施行し、續いて其の區域を東京府全部、及神奈川縣に及ぼし、更に九月四日、埼玉千葉の兩縣に擴張し、福田陸軍大將は、關東戒嚴司令官に親補せられ、東京以外の各部隊も、續々其の隸下に入りて、各其の部署に就き、軍憲と相並びて、以て警備の任務に就くこととせり。

是より先き災害の情勢に顧み、九月二日、千葉、群馬、茨城、長野、福島、及新潟の諸縣に對し、警察の來援を命じたるが、此人員通じて千二百七十七人、内三百三十人を神奈川縣に、他は警視廳に配屬せしめたり。是等の警察官は、三日以來續々到着して、直に其の任に就き、所屬廳員と共に警備救護の事に當りたり。

其の間當初に於ては、給食の方途すら充分ならざりしが、何れも寢食を忘れて、克く任務を遂行したり。第一回到招致せる應援警察官は、事咄嗟の間に決し、長月日に亘る準備を缺けるのみならず、時恰も秋冷に向ひ、更衣の必要あるを以て、十月一日を期して、之を交代せしめんとし、尙當初少數の府縣より、多數の警察官を取れるも、長月日に亘るときは、該府縣の警察事務に支障を來すべきを以て、府縣數を増加することとし、交代せしめたり。

警察官は、單に一時的の應援にのみ頼ること能はざるものあるに鑑み、各府縣より現任巡查を派出せしめて、出來得る限り、警察力の充實を圖るの外、警視廳に警視五名、警部二十名、神奈川縣に警視二名、警部八名の臨時職員を増員して、監督計畫等の要務に當らしむるの方法を講じ、更に今後の警備計畫を立てるの必要上、相當警察官の増員をなすの必要を認め、之が計畫をなせり。

通信機關に、電話の復舊は焦眉の急を要するものありしを以て、急速大阪より電線を驅逐艦にて取寄せ、近縣よりも諸材料を徵發して、警察電話の開通を急ぎ、先づ警視廳下の主要警察署間に急設電話を架設し、埼玉、千葉、兩縣警察部をして、同縣より警視廳管下の最近警察署へ、急設電話工事を行はしめ、更に萬難を排して、神奈川縣警察部との間に直通電話を架設し、警備及救護の諸打合交渉、最も迅速に之を得たり。當初に於ける通信及交通は、唯自動車に依るの外なく、而も東京に於ては、十分に警備の用を供する自動車を得ること能はざりしを以て、三日、栃木、群馬、長野等の近縣より、若干宛の自動車を徵發輸送せしめ、逸早く各災害地の視察、警備上の連絡等に機宜を逸せざらんことに努めたり。

當時東京市内は、自動車用品殊にガソリンの窮乏を訴へ、諸官廳は自動車を擁し乍ら空しく運轉をなすこと能はざるの状況に在りしに鑑み、海軍當局より之が補給を受けて、之を管理し、非常の用に供する公用自動車に、之を配給するの勞を執れり。警備の關係に就ては特に各種状勢の偵察と、連絡保持とに努むるの必要あるを以て、一日以降、絶えず事務官を市内に派遣し、殊に二日午後には江東方面に二組派出して、同方面の情況を明にし、更に神奈川・千葉・埼玉・群馬・茨城等に隣接せる縣に派遣して、情況の偵察及連絡の保持に當らしむるの外、別に大阪にも派遣して、警備諸般の打合に當らしめたり。

京濱地方は、當初食糧の配給至難なるに加へて、交通機關杜絶したるにも拘らず、諸種の關係用務を帯ぶるため、或は見舞等のため、來集する者極めて多數に上り、一層の混雑とを加へ、警備上に影響すること少からざるものあるを以て、地方長官に通牒して、公務を帯ぶる者、又は已むを得ざるものの外は、成る可く上京、入濱を阻止せしめ、其の止むを得ざる者に對しても、食糧を携帯する等の指揮をなさしめ、必要に應じては證明書を發給する等適當の措置を講ぜしめたり。

第四節 警備諸機關との聯絡

人心安定に對する措置 二日以来、朝鮮人に對する流言蜚語盛行はれ、一般鮮人の身邊頗る危險なるものありたるを以て、彼等を可及的一定の場所に收容し、之が保護に任ずると共に、鮮人中、不良の徒の不法行爲なきに非らざりしも、多くの鮮人は、不逞の行動をなすものに非らざるを、貼紙メ、ガフオン

等に依りて宣傳し、速く東北近畿地方にも部員を派遣して、災害地の真相を傳へ、世上傳へらるる所の多くは、流言浮説に過ぎざることを明にせり。流言取締に關する緊急勅令の發布を見ると共に、其取締方針に關し、詳細に各地方長官に通牒して、意義を簡明する所ありたり。

其間新聞紙其他の出版物にして、是等流言を敷衍し、誇張し、其他公安を害するものは、其都度之が發賣頒布を禁止し、或は廳府縣に人心の安定に關する措置を講ずる様、通牒を發する等あらゆる方法を執れり。特別要視察人、其他の容疑人物に就いては、此際或は巧みに宣傳運動をなすの虞なきを保せざるを以て、特に嚴密なる注意を拂ひ、彼等をして混亂に乗じて、不逞又は不穩の行動に出づるの際なかしめんことに努めたり。

九月五日、東京市内樞要の地四十二箇所、横濱市内十八箇所、に檢問所を設置し、軍隊警察官共同して、不審者の誰何を勵行し、不逞の徒をして混雑に乗ずるの機會なからしめたるが、其の成績の良好なるに鑑み、漸次之を要地點に設置することと共に、巡察隊を設け、當時巡察員を派遣し、警戒に當らしめたり。斯くて人心漸次に安定し、秩序亦回復して、火災を免れたる地域に於ては、商工業復興の曙光を見るに至りたるに至り、警察力の一部を割きて、常務に復せしめ、罹災地に於ても、罹災民の燒跡にバラックを建設して、復歸する者増加するに従ひ、舊巡查派出所跡に假小屋を建設して、順次定員を配置し、九月末日に於ては、殆んど震災前の配置に復せり。

火災を免れたる地域に於ては、當初より在郷軍人青年團員等、競うて自警團を組織し、火災、盜難の豫

防に當りたるが、彼の鮮人に關する流言の瀰漫すると共に、人心激昂し、動もすれば混雜に紛れ、暴舉に出ずる者ありしを以て、一般人の兇器携帯を禁止し、警察並軍憲指導の下に、各町内の自警に任せしむることとし、以て今日に至れり。

震災地方より、他府縣へ逃れたる避難民に就いては、近縣知事に通牒して、其の保護救済を督勵し、父母を見失ひたる迷子、一家離散したる迷人に就ても、警察に於て適宜の保護を加へ、或は親戚縁者に告知する方法を講ぜり。

在留外人の被害は、横濱市最も甚しく、同市に在留したる外人にして、罹災せざるものなく、其の死者は支那人千五百餘名、歐米人二百五十人の多きに達し、其の他負傷者行方不明者少なからず。東京市に於ても、亦罹災外人の數夥しく、其主なるものは支那人なるが、四圍の状況に鑑みて、成るべく集團せしめ、救護する方法に訴へ居るとの情報に接したるを以て、靜岡縣に打電して、之が救護をなさしめたり。尙本邦駐在外國使臣の自國罹災民情況調査及救護に關しては、出來得る限りの便宜を提供せり。

罹災地警察力の充實 災害當初に於ては、取敢へず近縣より應援警察官を招致し、其後近畿東北其他より應援員の來着を待ちて、近縣のものと交代せしめ、一時警察力の不足を補ひたるも、巡査教習所の焼失、其他の事由に因りて、警視廳及神奈川縣に於ては、多數の缺員を迅速に補充すること難かりしのみならず、一時的應援に依ること能はざる事情ありたるを以て、各府縣より現任巡査出向の法を講

ずると共に、震災に伴ひて警察事務の滋生せしに鑑み、警視廳及神奈川縣に警視及警部の臨時職員を増員して、警備計畫及執行監督其他の要務に當らしめたり。

戒嚴令の施行地域に於ける治安の維持は、警察官の外に軍隊ありて、之に當ると雖も、早晚之が撤退を見るの曉に於て、警察事務の繁多を來すべきは豫知するに難からざれば、治安維持のためには、更に警察力の増大を要するものあるを以て、警視廳に二千名、神奈川縣に三百名、埼玉千葉縣に各百名の巡査、及之に伴ふ監督員の増員を計畫し、之と共に樞要の地點に警察分署八箇所を増設し、且つ之に加ふるに多數の巡査派出所立番所及駐在所を新設することとし、目下着々進行中なり。

右の増員計畫の外に、外部に於ける執行力の充實増加の爲に、勤務方法を改正して、外部勤務員の増加を企て、服制を改めて、拳銃を携帯せしむることとし、監督官以下の増員新設に依りて、紀律の振肅を圖るの外、別に隣接府縣非常應援計畫を立てて、急速に多數の動員をなすの方法を定めたり。此他設備の改善を圖らんが爲、消防機械の補修購入自動車及水上警察船の購入の外、近接府縣間に於ける電話の改修に着手し、目下進行中にある。

第五節 戒嚴令の撤廢及其後に於ける警備 竝に一般情勢

九月二日を以て、一部適用せられたる戒嚴令は、漸次民心の沈靜、竝に秩序の恢復と、一面將校以下憲

兵の増員充實等に依り、最早軍隊をして直接警備に充つるの必要なきに至れるを以て、十一月十五日を以て、之が適用を廢止せられたり。而して之に伴ふ警備計畫に付ては、前記に述べたる所なるが該計畫に基き、各府縣に於て出向を命じたる巡查一千五百名は、既に到着し、又教習中の巡查一千名は、十一月六日以降、續々修業して、勤務に就き、現に在所中の者も、亦夫々相當の教育をなし、何時にても必要に應じ出動を命じ得たるに至れり。

右の増員に伴ひ、警視廳に八分署、百二十四派出所、十七駐在所、神奈川縣に二分署、三十五派出所、埼玉縣及千葉縣には各二警部補派出所五十駐在所を増設配置し、分署以下夫々事務を開始したり。

右の外警視廳に於ては、從來の三部勤務を二部勤務となし、之に依りて生じたる過員を以て、市部に百二十一箇所、郡部に百箇所の臨時立番所を設けて、専ら警戒巡邏に當らしめ、尙一面警戒狀況視察のため、警視廳に於ては、市の内外に涉り、騎馬巡査の巡邏を頻繁に行ひ、神奈川縣に於ては、新に騎馬巡査を設けたり。而して前記立番所の休憩員は、警察署又は分署に集中し置き、非常時の豫備員たらしめ、尙ほ斯かる場合に於ける警察官の集中移動に便宜ならしめるため、警視廳及神奈川縣に運搬用自動車設備し、更に有事の場合に、近接府縣より多數警察官を出動せしむる爲めに、夫々準備せしめ居れり。

又特に警察と軍隊及憲兵隊相互間の連絡を緊密ならしむるため、夫等の間に警察電話を架設するは勿論、警察及憲兵間の連絡打合せをなす爲め、警視廳管下を五方面に分ち、毎月一日に方面會議を開

催し、關係方面の警察署分署長、及憲兵隊長、同分隊長、分遣隊長等出席し、事務の打合をなし居れり。尙戒嚴令撤廢後に於て、一般の情勢は、依然極めて平穩にして、何等民心に動搖を來たしたる模様なく、各種犯罪の如き、例年に比し、却つて減少の傾向を示し、就中窃盜罪に至りては、著しく低減せるの實況なり。

第六節 物資部事務狀況

食糧の供給計畫 罹災民に對する食糧の供給は、焦眉緊要のことに屬す。依つて九月二日、食糧供給計畫を左の如く決定したり。 (中略)

通信機關杜絶せるを以て、海軍の無線電信に託し、各府縣知事に手配を依頼したるに、各地方の深厚なる同情と熱心なる盡力とに依り、漸次物資の發送計畫成り、相當供給の見込立つに至れるを以て、九月十日、今後の徵發又は蒐集は、之を見合はすの方針を取り、府縣知事へ通牒を發したり。

右の外陸海軍用の米穀罐詰パン等を直に軍艦を以て被害地に廻送したるもの、及び地方廳諸團體篤志者より寄贈品頗る多額に上りたり。

食糧の配給 食糧品の配給に關しては、迅速敏活なるを以て、當初機關缺乏せるを以て、海陸軍の協力を得、陸揚荷卸運搬等の作業を組織的に實行せんがため、芝浦外六箇所に配給部を設け、事務局と連絡を取り、事務局より府市に配給し、府市より罹災者に救助するの外、九月十日以來、公設市場其他一般

米穀商人に米穀を供給し、又米以外の食糧品は標準價を格定して、之を公設市場に交付し、販賣食糧の配給を圓滑ならしめたり。然るに時日の経過に伴ひ、民間に於ける輸送機關漸次恢復するに至れると、陸海軍亦成るべく速に本然の任務に復するの必要あるを以て、事務局囑託團協議會をして配給部の掌理したる管理輸送の事務に當らしむることとし、關係者協議の上、九月二十二日より九月二十八日に至る間に於て、其の引繼を了したり。爾後芝浦出張所を以て、配給現業事務の中央機關となし、配給の指揮は隔日に、出張所長主催の下に、府市及各出張所員會合の上、決定することとなしたり。

救助米は府市に配給し、府市より罹災者に交付せしむるを原則とす。食糧窮乏を告げ、應急配給の必要ありたる當時に於ては、其迅速且普及を期するため、避難民集團地等、適當の場所を選定して、府市の配給所を増設せしめたる外、一方公設市場の開設を促し、標準價格を定めて、食糧品の交付販賣せしむる等、配給を圓滑ならしむるに努めたり。食糧漸く充實し、稍安定を得るに至りては、救助資格を一決して、其の調査を正確ならしめ給與數量は一人一日三合を限度として、其の公平を期し、同時に罹災者就業を講ぜしめ、以て漸次救助人員の減少を圖ることとなしたり。

水道の被害 横濱市水道は、青山取入口崩壊土砂に埋むる所となり、引水不能に陥り、其より西谷淨水場に至る間、送水及淨水設備は損害を蒙り、尙野毛山淨水場及配水鐵管の破損激甚にして、全市給水を絶つ状態に陥れるを以て、事務局に於ては、九月八日、鐵道省用撒水自動車軍用自動車及貨物自動車を廻送し、陸軍當局指揮の下に、海上より輸送し來れる飲料水を、市内辨天橋袂に於て受納し、避難民

集合區域に於て、巡迴配水を開始せり。市に於ては各所應急修理に着手せし以來、九日取入口の土砂除却を終ると共に、十一日に至り、西谷までの送水を完全ならしめたるも、修理材料不足を告げたるを以て、二十四時以下各種鐵管接輪其他の諸材料を、東京市役所及内務省千住機械工場其他より調達供給し、以て埋沒管の復舊及新管敷設の便を圖り、十五日に至り、野毛山に至る間八時埋沒管の修理を終へ、沿線共用栓に依る給水を開始し、爾來幹線二十四時配水管の修理に着手し、工兵隊及大阪市其他より派遣せる應援隊の援助を得て、十月七日に至り、之を完成し、其れより都橋に至る配水管は、十日を以て完成するに至りたるを以て、以後都橋消防栓を以て、給水の根據となし、船舶給水をも開始し、以て給水能率を増進し、一日給水量千二百石内外に達するに至りたり。此間陸軍に於ては、船舶及タンク積自動車を用いて、給水を繼續し、一日給水量約五百石に及びたるが、市の配水作業の進捗に伴ひ、二十三日を以て、給水援助を全部打切ることとせり。其後配水管の修理は、大部分完了し、目下未通水の場所は、磯子根岸本牧方面のみにして、此の方面に對して、一日四五石臺の配水をなしつつあり。現在西谷淨水場より出水量は、一日百七十萬立方尺に達し、配水管路復舊の延長は百哩に及び、共用栓設置六百を越え、専用栓は約九千の設置を見るに至れり。

尿尿及塵芥の處置 横濱市に於ては、尿尿の處置に關しては、縣及市當局と連絡を取り、先づ避難民集團地域に假便所五十二箇所を設置し、又火災を免れたる地域に對しては、附近農民をして汲取に従事せしめ、尙當市を六班に分ち、各班吏員一名、人夫十名を以て、全市を巡視し、汚物の掃除消毒に當らし

めつつあり。塵芥の處置に就ては、市内を五區分し、更に二十五區分をなし、之を掃除監督五人、巡視三十二人をして當らしめ、各小區に人夫三乃至十人を配屬せしめ、三四日にして全區を一巡しつあり。尙別に特種塵埃掃除として、焼跡より搬出する特種の塵芥處分の爲、十月二十九日より臨時牛車、手車三十二輛、人夫二百人宛を便役し、前記五班の吏員監督の下に之を施行し、十一月末日を以て打切ることとせり。

交通部 今回の震災は、鐵道電車並に電信電話の大部分を破壊し、一時交通々信は、全然杜絶するに至りたるを以て、交通部に於ては、應急施設を計畫し、或は飛行機又は驅逐艦に依りて、他地方との聯絡を圖り、或は海軍の無線電信を利用し、或は傳騎及傳書鳩を用ゐ、主要官廳間には軍用電話を架設して、聯絡を開く、一方鐵道電信電話の復舊を急ぎ、船舶車輛及ガソリンの徵發をなし、或は其の提供を受け、避難民の輸送物資の遺憾なきを期すると共に、回復事業の進捗を圖れり。

情報發行 九月一日、大震災の襲來に因り、京濱の日刊新聞、一時殆んど全滅し、報導機關其の跡を絶つや、流言浮説各所に行はれ、人心恟々として安する所を知らず、治安の維持罹災民の救済等に對する政府の措置も、亦之を市民に傳ふるの途なかりしを以て、情報部は震災に關する精確なる報道を迅速に行ふの必要を感じ、直に印刷機械及動力機械の非常徵發を行ひ、九月二日午後七時「震災彙報」第一號を發行し、陸軍傳令及警察傳令に托して、之を市内各所に配布せり。爾來十月二十五日まで、號を重ねること六十七に及び、一日二回或は三回殊に九月十三日頃には、五回發行をなしたり。記事乾

燥に流れたるは公報の性質よりして、記事の精確を期するため、文辭に誇張修飾を避けたるに依れり。又紙面の體裁の整はざりしは、採訪編輯に何等經驗なき者が、火急其局に當りたるに因るものにして、此際已むなきことたり。是等の點に就ては、偏に江湖の宥怒を請はざるべからず。震災後數日を経て、各新聞社が漸次其發行能力を回復するや、情報部は各種の精確なる新聞材料を蒐集して、一日七回づつ、之を新聞社及通信社に供給せり。

横濱地方に於ける報導機關の缺乏は、東京に譲らざるの情報に接するや、九月十一日より、別に震災彙報、神奈川版を發行し、主として同地方に配布し、號を重ねること十六に及び。尙情報部は、海外に對し、震災の真相と、之に處しつある日本人の態度を明にする必要を感じたるを以て、外務省情報局を通じて、震災の實情政府の措置、日本人の態度等に關する情報を海外の新聞紙に發表したり。

爾來幸にして罹災地の人心は、次第に安定し、新聞紙の發行狀態も、略、平常に復したるのみならず、部員各自本來の常務、亦次第に繁劇を加へ來り、到底従前の如く編輯發行を繼續するの餘力なきに至りしを以て、九月二十日より、發行回數を減じて、一日略一回とし、九月二十二日、神奈川版を發行し、二十四日情報部を總務部に合併して、事務を同部情報係に引繼ぎ、震災彙報の發行を繼續し、新聞通信社に對して、震災の前後に關する情報を供給したりしが、十月二十五日一先づ廢刊したり。

(大正十二年十一月三十日調臨時震災救護事務局震災被害並救護施設概要)